

『綱引きが始まった 最低賃金審議』

企業にとっては憂鬱な話題の一つかもしれないが、今年も最低賃金引上げをめぐる議論が始まった。民主党政権時から最低賃金は引上げ傾向にあったが、それは現政権でも踏襲されそうだ。厚生労働省は厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会を開催、そこで厚労相は「地域別最低賃金額改定の目安」を諮問するが、「現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、経済財政運営と改革の基本方針及び日本再興戦略に配慮した調査審議を求める」ことが明記され、さらに厚労相の挨拶では、「今後2%の物価上昇が予測されるが、それを上回る賃金上昇が必要となる。すべての所得層で賃金上昇と企業収益の好循環を実現できるよう、最低賃金の引上げに努める」ことを表明。中小企業支援の必要性にも言及したとはいえ、かなり強いトーンで最低賃金引上げを求める内容となった。現在の最低賃金の全国平均額は749円。平成15年度比較で12.8%増、同20年度比較でも6.54%増だ。

着実に進む最低賃金引上げに苦しむ中小企業対策が不十分だという指摘も根強く、生活保護との逆転現象も6都道県で依然として解消されていない。今年の最低賃金引上げはどのように決着するのか、行方を注視したい。



『取引ない株式の評価適正化を日税連が税制改正で建議書』

日本税理士会連合会はこのほど「平成26年度・税制改正に関する建議書」を決定した。建議したのは、所得税や法人税など9税につき35項目に上る。このうち法人税について「産業構造が大きく変化する中で、世代交代、第二創業、海外事業展開等をしようとしている中小企業に対しては、税制上の支援措置も引き続き検討することが必要」だとした上で、**相続税・贈与税に関し、相続税の更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行が当該相続開始後5年以内に行われ、求償権の行使が不能な場合」を加えるとともに、取引相場のない株式等の評価の適正化を図ることを建議した。**所得税では、生計を一にする親族が、事業から対価を受ける場合の必要経費の特例の規定は、適正な契約、適切な記帳が行われている場合には必要経費として控除を認めるよう要望。準確定申告書および相続により事業承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を延長することなども求めた。法人税では、研究開発を支援するため中小企業の利用促進を図る、消費税では、基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設する、簡易課税制度に関し設備投資に対する別枠での控除を認めることなどを提言した。